

返金規定

被紹介者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の責めに帰すべき事由により解雇され、または、自己の都合により退職した場合、以下の定めに従い、成功報酬の一部を返還しなければならない。

(1) 入社日から 1 ヶ月以内に退職した場合 成功報酬の 40%およびその消費税に相当する額

(2) 入社日から 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に退職した場合 成功報酬の 20%およびその消費税に相当する額